

議第93号

町の設置及び町の区域の変更について

次のように町を設置し、及び町の区域を変更する。

平成24年5月14日提出

京都市長 門川大作

1 町の設置

京都市中京区の区域のうち、次の土地及びその土地に隣接する道路をもつて西ノ京東梅尾町にし の きょうひがしとがのおちょうを設置する。

町名	地番	備考
西ノ京星池町	4の3	一部
同上	4の4	一部
同上	4の20	一部
西ノ京梅尾町	1	
同上	1の1	
同上	1の2	
同上	1の3	
同上	1の4	一部
同上	1の7	
同上	1の10	一部
同上	1の11	
同上	1の12	
同上	1の13	

	同	上	1の14	
	同	上	2	
	同	上	2の1	
	同	上	2の2	
	同	上	2の3	
	同	上	2の4	
	同	上	2の5	
	同	上	2の7	
	同	上	2の8	
	同	上	2の10	
	同	上	2の11	
	同	上	2の12	
	同	上	2の13	
	同	上	2の14	
	同	上	2の15	
	同	上	3	
	同	上	3の1	
	同	上	3の2	
	同	上	3の3	
	同	上	3の4	
	同	上	3の5	
	同	上	3の6	
	同	上	3の8	一 部

同	上	3の14	
同	上	3の15	
同	上	3の16	
同	上	4の1	一 部
同	上	4の2	一 部
同	上	4の3	一 部
同	上	46	一 部

2 町の区域の変更

- (1) 京都市中京区の区域のうち、次の土地、その土地に隣接する道路及び水路並びに西ノ京永本町14番地の1に隣接する水路を西ノ京^{にし の きょうほしがいけちよう}星池町に編入する。

町 名	地 番	備 考
西ノ京小堀町	5の1	一 部
同 上	5の2	一 部
西ノ京梅尾町	3の8	一 部
同 上	3の9	一 部
同 上	3の10	
同 上	3の11	一 部
同 上	3の12	一 部
同 上	3の13	
同 上	45	

- (2) 京都市中京区の区域のうち、次の土地並びにその土地に隣接する道路

及び水路を西ノ京^{にし の きょう}小堀町^{こほりちよう}に編入する。

町名	地番	備考
西ノ京星池町	4の1	一部
同上	4の19	一部
同上	4の20	一部
西ノ京梅尾町	3の9	一部

(3) 京都市中京区の区域のうち、次の土地、その土地に隣接し、又は介在する道路及びその土地に隣接する水路を西ノ京^{にし の きょう}梅尾町^{とがのおちよう}に編入する。

町名	地番	備考
西ノ京星池町	4の7	一部
同上	4の8	一部
同上	38の1	一部
同上	38の2	一部
同上	38の3	一部
同上	38の18	一部
同上	38の31	
同上	38の33	一部
同上	39の1	一部
同上	39の2	
同上	39の3	
同上	39の5	
同上	39の6	

同	上	39の7	
同	上	39の8	
同	上	39の9	
同	上	39の10	
同	上	40	一 部
同	上	41の1	
同	上	41の2	
同	上	41の3	
同	上	41の4	一 部
同	上	41の5	一 部
西ノ京小倉町		10の1	一 部
同	上	11の1	一 部

- (4) 京都市中京区の区域のうち、次の土地並びにその土地に隣接し、又は
 介在する道路及び水路を西ノ京小倉町^{にしのきょうおぐらちょう}に編入する。

町	名	地 番	備 考
西ノ京	星池町	39の1	一 部
同	上	40	一 部
同	上	41	
同	上	41の4	一 部
同	上	41の5	一 部
同	上	46の1	一 部
同	上	47の1	一 部

同	上	47の2	一	部
同	上	47の3		
同	上	48		
西ノ京梅尾町		1の5	一	部
同	上	1の6	一	部
同	上	1の8	一	部
同	上	2の6	一	部
同	上	2の9	一	部
同	上	44	一	部
同	上	44の1	一	部
同	上	44の2	一	部
同	上	44の3		
同	上	44の4		
同	上	44の5		
同	上	44の6		
同	上	44の7		
同	上	44の8	一	部

提案理由

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業の換地処分に伴い、町を設置し、及び町の区域を変更する必要があるので提案する。